



姫路市立林田小学校

いじめ防止基本方針

己の欲せざるところは人に施すなかれ
行いて得ざることあれば、

これを己に返り求む

右は物に接するの要なり

自分が嫌がることは人にもしない。

人に接してうまくいかない時は

自分が反省する。

これが人とかかわりのなかで大切な

ことである。

敬業館校訓より

平成 26 年 策定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼすなど、人権を侵害する行為であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめは、「全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである」という認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組まなければならない。本校児童が、心身ともに健やかに成長していけるよういじめのない学校づくりを推進していく。

本校は、「いのち輝く林田っ子」を教育目標とし、「豊かな心」「学びの心」「挑戦する心」を育み、知・徳・体の調和のとれた児童の育成をめざしている。近年の少子化により、在籍人数が減少し人間関係が固定する傾向にあるため、特別活動の領域においては、学年を越えたなかまづくりの機会を意図的に設定し、学校全体で組織的に取り組んでいく。加えて、教育活動の全領域において、道徳教育・人権教育の充実を推進するなど、全校一丸となって、いじめを「生まない」「許さない」土壌づくりに努めていく。

すべての児童にとって学校が安心・安全な場であり、児童自らの可能性を拓く場として機能するよう「姫路市立林田小学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域社会が一体となり、組織的かつ継続的に取り組んでいくものとする。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。
- いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する

ことが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る事が大切である

2. いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

3. いじめ防止等の対策と組織・役割

(1) 学校いじめの防止基本方針の策定

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等のための組織を設置する。

ア 構成

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の必要な関係者

別添1

イ 具体的役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- 具体的で実効性のある校内研修の企画
- 実態把握や情報収集を目的とした取組

- いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- 事実関係の把握といじめか否かの判断
- いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- 保護者や地域社会への情報提供
- 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(3) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

4. いじめの未然防止

(1) 学校の全教育活動を通した豊かな心の育成

未来を担う児童生徒に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳科の授業を充実させることが重要である。また、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童生徒の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童生徒の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、学校や地域の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びにより、児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ＩＣＴ機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子供を育成する取組を進める。

(5) 異校種間連携の推進

幼稚園等と小学校間や小・中・高等学校の連携により、配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

(6) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童生徒理解を深める。なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

別添2

(7) 指導上の注意

学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4. いじめの早期発見

(1) 児童生徒の実態把握

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、児童生徒が記入しやすい形態で実施する。

別添3

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。

ア. スクールカウンセラーの活用

児童生徒や保護者にカウンセリングを実施し、児童生徒の不安の軽減や保護者の

児童生徒理解の深化を図る。

イ．養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童生徒と保健室で関わることが多い。そこで、養護教諭が、担任やスクールカウンセラー、生徒指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

ウ．スクールソーシャルワーカー等の活用

学校だけでは解決が困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

5. いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をする ことが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。そこで、学校の教職員がいじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、以下の点に留意して組織的に対応しなければならない。

別添1

(1) 正確な事実把握

- ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
- イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

(2) 指導体制及び方針の決定

- ア 指導のねらいを明確にする。
- イ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童生徒への指導・支援

- ア いじめを受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ア いじめを受けた児童生徒の保護者 面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。
- イ いじめを行った児童生徒の保護者 面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の 心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに、誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、関係機関との適切な連携を進める。

(6) いじめの解消

- 単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。
- ア 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
 - イ いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットや携帯電話等の危険性(匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等)を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

7. 家庭や地域社会との連携 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方

針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、ホームページや学校だより等に 学校いじめ防止基本方針を掲載するとともに、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

- (2) 家庭や地域社会からの協力 多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできる よう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

8. 関係機関との連携 関係機関との連携

(1) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

(2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

(3) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

(4) 医療機関との連携

いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

9. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

◎いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは・・・

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

◎いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは・・・

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手すること

が必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

(2) 教育委員会又は学校による調査

- ① 重大事態の報告 学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ② 調査主体について 学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

③ 調査を行うための組織

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

④ 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

- ⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

⑥ 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を 調査結果の報告に添える。

10. いじめの防止等の検証及び見直し

(1) 実施状況の報告

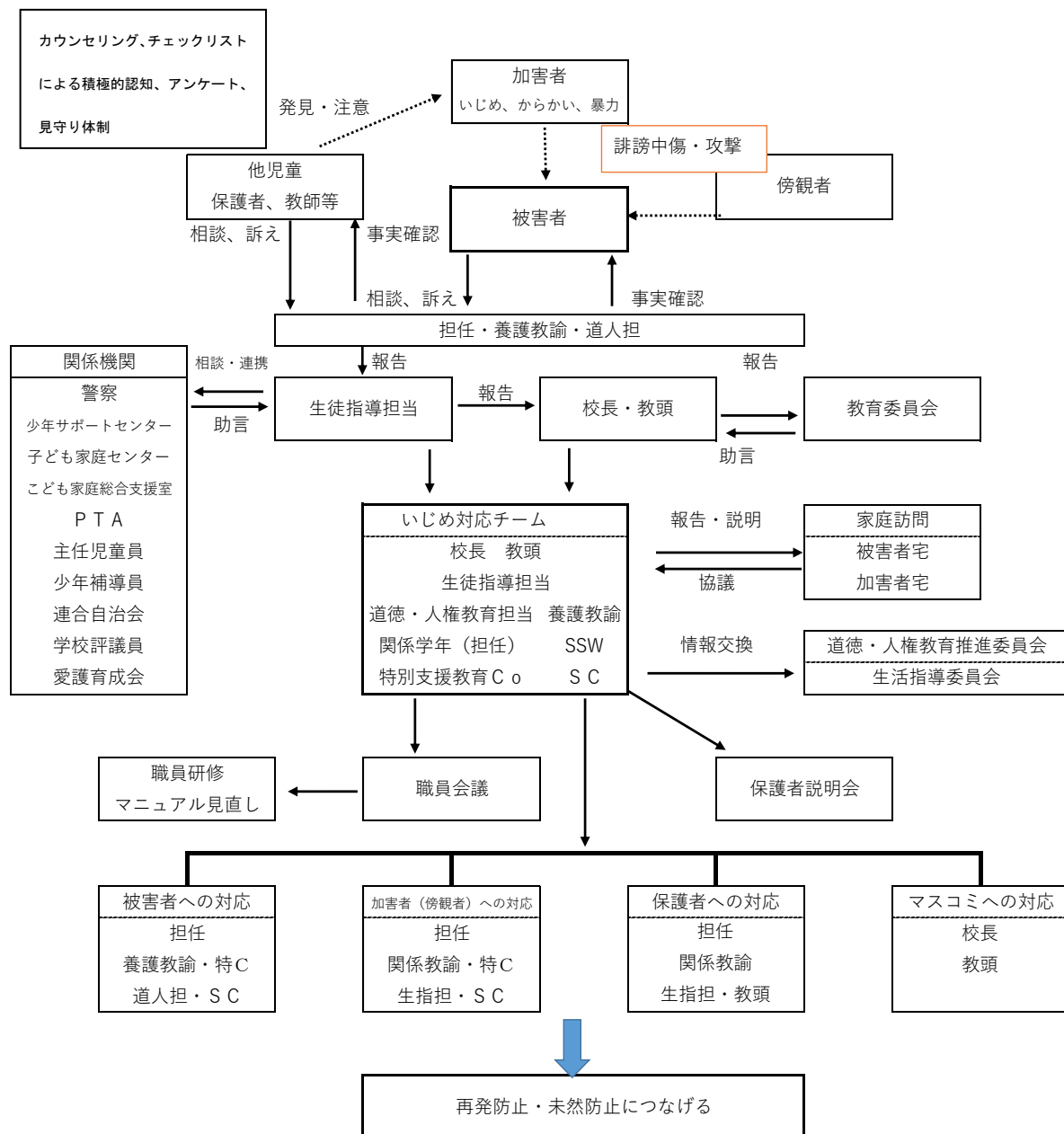
この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、「学校サポート・スクラムチーム」に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しをする。

(2) 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途に「学校サポート・スクラムチーム」において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。

別添1 校内指導体制および関係機関

- (1) いじめ問題の対応に当たっては、校長のリーダーシップのもと「いじめは決して許されない」という意思のもと取り組む。
 - (2) いじめ問題に対して、教職員一人が抱え込むことなく組織的に取り組む。
 - (3) 早期発見とどまらず、未然防止に向けた取り組みを進める
- 以上、その中心となるのがいじめ対応チームである



新しく、温かみのある教育活動を学校全体で展開するためには、教職員の共通理解が必要不可欠である。そのためには校内の組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、こどもたちと向き合う時間を確保し、心を通い合わせる学校づくりを推進する。

別添2

年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	学級その他の取り組み
4月	・いじめ対応共通理解 ・基本方針・計画の作成	・全校生へいじめ撲滅宣言 ・職員研修 ・チェックリストによる点検	・担任の学級児童へのいじめ撲滅宣言	・学級経営案作成 ・家庭訪問 ・授業参観 ・学級懇談会 ・「学びのすすめ」の活用
5月	・保護者、地域向け啓発および発信	・地域行事への参加	・学校評価委員会	
6月	以下事案発生時 児童支援・生活指導委員会 臨時職員会議	・学校評議委員会 ・小中連絡会		
7月		・地域行事への参加 ・校区人権講演会	・いじめアンケート ・個人懇談会	・夏休み生活指導
8月		・カウンセリング研修		・学級経営案見直し ・学校評価委員会
9月		・愛護育成会講演会		・SNS学習会
10月		・校区人権講演会 ・PTA行事へ参加		・道徳の公開授業
11月			・児童意識調査	・学校評価委員会
12月		・学校評議委員会	・いじめアンケート ・個人懇談会	・冬休み生活指導 ・学級経営案見直し
1月		・SNSについての指導	・児童意識調査の分析	
2月		・学校評議委員会 ・薬物乱用防止教室		・授業参観 ・学級懇談会
3月		・小中連絡会 ・チェックリストによる点検	・いじめアンケート	・「学びのすすめ」の見直し ・春休み生活指導

※「学びのすすめ」とは、林田中校区で取り組んでいる小中一貫教育の取り組みである。

別添 3

学校生活におけるいじめ発見のチェックリスト

場面等	観察の視点	
登校時・朝の会	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情がさえない	☐ 始業時間ぎりぎりの登校が目立つ ☐ 挨拶・返事の声が小さくなる
授業の開始時	☐ 忘れ物が多い ☐ 用具、机、椅子が散乱している ☐ 一人で遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲が何となくわざとらしい ☐ 席を替えられている
授業中	☐ 正しい答えを冷やかされる ☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループで孤立しがちである ☐ 保健室によく行く ☐ ふざけた質問をする	☐ 発言に対し、しらけや嘲笑がある ☐ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える ☐ 筆圧が弱くなる ☐ 不真面目な態度で授業を受ける ☐ テストを白紙で出す
休み時間	☐ 一人でいることが多い ☐ 訳もなく階段、廊下を歩く ☐ プロレスごっこでよく負ける ☐ 仲良しでない者とトイレに行く	☐ 保健室や職員室によく行く ☐ 遊びの中で孤立しがちである ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 大声で歌を歌う
給食時	☐ 食べ物にいたずらされる ☐ 嫌われるおかずを多く盛られる	☐ 班で食べるとき席を離している ☐ 好きなおかずを友だちに譲る
清掃時	☐ 目の前にゴミを捨てられる ☐ さぼることが多くなる	☐ 最後まで一人でやる ☐ 人が嫌がる仕事を一人でする
放課後・下校時	☐ 衣服が汚れている ☐ 用もないのに残っている日がある ☐ 習い事を休むようになる	☐ 傷やあざなどがある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 他の友だちの荷物を持って帰る
その他の言動や表情、しぐさ	☐ 視線を合わさない ☐ 寂しそうな暗い表情をする ☐ 手遊びなどが多くなる ☐ 委員を辞めると言い出す ☐ 突然大声を出すことがある	☐ 活気がなく、おどおどした感じ ☐ 教職員と話す時不安な表情をする ☐ チックなどが見られる ☐ 独り言が増える ☐ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や衣服	☐ 教科書などにいたずら書きがある ☐ 衣服に足型等汚れがある ☐ 刃物など危険な物を所持する	☐ 持ち物、靴、傘がなくなる ☐ 高価な物を学校に持ってくる ☐ 異装、異髪をしてくる
その他	☐ 日記、作文、絵画などに気になる表現や描写がある ☐ 教科書、教室の壁、掲示物などに落書きやいたずらがある ☐ 下駄箱に嫌がらせの手紙やゴミなどが入れられている ☐ インターネットや携帯電話のメールに悪口が書き込まれる	

